

カップ「社会的費用論と『大都市とコンビナート・大阪』

9月25日に宮本憲一先生による宇沢弘文先生の名著『自動車の社会的費用』解説をレポートしたが、本書はウィリアム・カップの社会的費用論の第2定義を採用していると述べている。宮本先生は『環境と公害』50-1号「公害・環境政策の課題」のなかで、カップの社会的費用論について指摘しているので紹介したい。

カップは社会的費用の定義を2つ示している。第1の定義は『私的企業の社会的費用』で、これは公害や労災あるいは独占に伴う社会的費用である。第2定義は『営利企業の社会的費用』で、社会福祉ミニмум(Social Welfare Minimum、SWMと略す)を実現するまでの費用を社会的費用とした。市場で内部化できる社会的費用は第1定義である。第2定義を市場価値で示すと現実には不可能な数字となるので内部化は難しい。

例えば遠藤宏一の試算では1977年の大阪府下堺泉北コンビナートの社会的費用は被害補償などの第1定義では年313億円である。しかし第2定義は住民の福祉と安全というSWMを実現するには工場地帯と住居地帯の間に2kmの緩衝緑地地帯を作らねばならぬので、約10兆円が必要である。コンビナートの年付加価値額は2970億円、府税収入は年41億円に過ぎない。第2定義のSWMを実現しようとするれば、住居の集積する堺泉北地域にコンビナートを造らぬ方がよかったことになる。ましてこのコンビナート関連産業によって、多くの大気汚染患者や死者が出て、風光明媚な海水浴場・保養地がつぶされた。このような不可逆的絶対的な被害については金銭的補償では救済できず、また市民の要求する元の自然と生活環境の復元は不能である。

このようにその事業によって不可逆的な損失が起こればそれは内部化できない。辺野古新基地を造るために破壊される大浦湾や辺野古岬の自然や景観の再生は不可能である。水俣病やアスベスト患者の失われた人生や死亡の補償はしなければならぬが、それによって元の体に戻ることはできない。この場合には内部化で済まず、予防以外に対策はない。しかし予防も難しい場合がある。その場合には、このような不可逆的損失をもたらす物質の生産使用を禁止する以外にない。水銀やアスベストは国際的に使用禁止に向かって動いている。原発の操業は認められているが、放射性廃棄物の処理は不可能である。フクシマ原発の事故の社会的費用は莫大であり、廃棄された原子炉の後始末はいつ終わるかわからない。このような社会的費用は計算するまでもなく、内部化は事実上不可能である。公共事業の公害問題から費用便益分析に社会的費用を入れることは合意されている。しかし事前事後の公害対策費を計上できても、不可逆的損失が予測される場合には費用便益分析をしてはならないであろう。このように社会的費用の第2定義は市場への内部化を超えて具体的に対策を考えねばならないだろう。さらに国際的な公害・環境破壊の社会的費用の内部化は、国民国家を超えた国際的行政・司法機関がないだけに、より困難な問題がある。

(2023年10月9日)